

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1） 調達案件の名称及び数量

初動捜査支援システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 初動捜査支援システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

（2） 調達案件の仕様

入札及び企画提案説明書（以下「入札説明書」という。）による。

（3） 業務期間

ア 契約期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

イ 借入物品及び購入物品の納入期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（84月間）

（4） 履行場所

入札説明書による。

（5） 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、次に掲げる費用の合計額を（3）のウの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（ア） 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

（イ） （1）のアの物品に係る（3）のウの期間における賃貸借料（賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

（ウ） （1）のイの物品の導入及び設定に要する費用

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者若しくは共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条の規定による参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和6年鳥取県公示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）電気通信機器類の電気通信機器

（イ）機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検

（ウ）その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る（2）の第三者賃貸方式により入札に参加又は（3）の共同企業体の構成員でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器及び機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

（3） 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1者以上の者が登録されていること。

（ア）電気通信機器類の電気通信機器

（イ）機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検

（ウ）その他の賃借のその他

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の契約不適合責任
- (サ) その他必要な事項

カ 各構成員が、本件入札に係る(1)の単独企業又は(2)の第三者賃貸方式により入札に参加するものではないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、令和7年4月11日(金)から同年5月2日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年5月23日(金)午後2時

イ 提出場所

(1)に同じ。

なお、郵送等による受領期限は、同日正午までとする。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和7年5月23日(金)午後2時

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出したとして無効とする。

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加表明書その他必要な書類を、4の(1)の場所に、令和7年5月2日（金）午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) この入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書等提出物（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に84を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 最優秀提案者の選定及び落札者の決定方法等

- (1) 最優秀提案者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

なお、入札者が1者のみの場合は、性能点が満点に対し過半数以上で、かつ、予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を落札者として選定する。

- (3) 性能点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 最優秀提案者を選定したときは、その結果を全ての企画提案者に通知する。
- (5) 通知の内容は、審査委員会が必要と認める事項とする。
- (6) 審査結果の公表については、審査委員会の決定に基づいて行う。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札費用の負担

この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 書類の取扱い

企画提案者から提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定によ

る公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの入札以外の用途には使用しないこととする。

(5) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、企画提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書等に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書等に係る著作権の一切の対価を支払わないものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:Tottori Prefectural Police initial investigation support system : 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 2, May, 2025

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2:00 PM, 23, May, 2025

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : Noon, 23, May, 2025

(4) Please contact:Accounting Division,Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi,Tottori-shi,Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110